

佐世保市監査委員公表第3号

随時監査（フォローアップ監査）の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、随時監査（フォローアップ監査）を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年1月30日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



教育委員会事務局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 随時監査（フォローアップ監査）
- 2 監査の対象 教育委員会事務局  
教育総務部 総務課、教育施設課、文化財課、スポーツ振興課  
学校教育部 学校教育課、学校保健課
- 3 監査の期間 令和5年11月16日（木）～令和6年1月16日（火）

## 4 監査の着眼点

- (1) 措置通知で回答された改善策は機能しているか。
- (2) 収入事務は適正か。（督促状の送付、納期限の設定など）
- (3) 契約事務は適正か。（予定価格の設定、再委託の手続きなど）

## 5 監査の実施内容

令和5年度の財務事務において、定期監査（令和4年度）の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 行政財産目的外使用料において、佐世保市行政財産使用料条例第3条で「使用料は前納しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、使用料の納期限が使用許可期間満了後の日付となっているものがあった。  
(スポーツ振興課)
- ② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあつた。  
(スポーツ振興課)

### 2. 契約事務

- ① 旧世知原幼稚園不動産鑑定評価業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び佐世保市財務規則第175条の2別表7第6号に該当しないにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。  
(教育施設課)
- ② 日宇スポーツセンター建築設備定期点検業務ほかにおいて、佐世保市教育委員会事務局処務規程第17条(佐世保市文書規程第18条の規定を準用)で「…請書…に関する起案文書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、契約等の内容に合致しない審査対象外指定文書を用いた起案書を作成し、総務課長の審査を受けていないものがあつた。  
(スポーツ振興課)

前回の定期監査における指摘事項の改善状況を確認したところ、提出された措置通知書のとおり概ね改善されていた。

しかしながら、今回指摘した一部の事務において実効性のある対策が取られていない状況が見受けられ、中でも督促状未発送については、令和元年度以降、今回の随時監査も含め連続して4回指摘している。

指摘事項の該当課において、継続して指摘された事項が改善されず再三繰り返されている事態は、法令等の確認がされないまま安易な前例踏襲による事務執行となっており、また、決裁における確認不足など、組織として内部統制が機能しているとは言えず、リスク管理に対する認識が甘いと言わざるを得ない。

管理職は、誤った事務処理の原因・理由を十分精査したうえで、担当者まかせにするのではなく、継続して実効性のある再発防止策を講じるとともに、組織的に内部統制が機能する体制を早急に確立されたい。